

# 生活保護と福祉行政人員

林 和孝

(早稲田大学非常勤講師／前地域生活研究所事務局長)

生活保護バッシングが激しい。不正受給が多くなっているが、生活保護は何といっても社会福祉の最後のセーフティネットである。一方で、生活保護が受給できず、餓死する人が後を絶たないという現実も見据えて、軽々しく給付制限や水準の切り下げの議論をすべきではない。

生活保護では自立支援が強調されるが、受給者の自立には福祉行政の支援が不可欠である。とくにケースワーカーは福祉の専門家として、すくなくとも福祉援助技術論の教科書でとりあげられるバイエスティックの7原則などを尊重し、これに準ずるような対応が求められる。そのためには一定以上の定員が配置される必要があるわけである。

## バイエスティック7原則の概要

- ①利用者の問題状況に応じて個別的な対応をすること。
- ②利用者の考えや感情を自由に表現できるように働きかけること。
- ③利用者の表出した感情を受容的・共感的に受けとめること。
- ④利用者の行動を援助者や一般的な価値基準から評価する態度を慎むこと。
- ⑤利用者の意思にもとづく決定ができるように援助していくこと。
- ⑥利用者の言動や状況をプライバシーとして守ること。
- ⑦援助者は個人的な関心から利用者に関わってはならないこと。

ここでは福祉事務所のケースワーカーと民生委員の配置状況と受給者数とを比較してみた。

## それぞれの法的な配置基準

- 福祉事務所の現業職員…市においては、被保護世帯数が240以下のときは3人とし、被保護世帯数が80を増すごとに1人を増員する（社会福祉法第16条関係）
- 民生委員の定数（厚生労働省の配置基準表による）
  - 区部…220から440までのいずれかの数の世帯ごとに1人
  - 市部…170から360までのいずれかの数の世帯ごとに1人ケースワーカーについては生活保護の非保護世帯数を基準とし、民生委員（児童委員）は地域の世帯数を標準としている。

これらの配置の問題点は、

- ①ケースワーカーの配置は実際の生活保護の非保護人員に較べて少なく、しかも自治体間で大きなばらつきがある。区部では江東、荒川、練馬、江戸川、足立、板橋、葛飾などはワーカー1人で130人に対応しなければならない状況となっている。市部の配置は区部よりもすくなく、とくに八王子、清瀬、府中、町田、青梅などはワーカーにとって過酷な状況にある。
- ②民生委員は生活保護とは制度的に対応しないので、次々ページのグラフが相関していないことは当然である。しかし、民生委員も生活保護行政に協力することとされる（生活保護法第22条）。したがって、現在の民生委員制度は配置基準を含めて大幅な見直しが必要である。個々の民生委員はまじめで熱心であっても、制

度そのものが限界にきている。福祉NPOに対する本格的な支援によって、民生委員制度との連携を図るべきである。

なお、次ページの扶助費は、生活困窮者、子ども、高齢者、障害者を援助するために要する経費とされ、目的別には児童福祉費、生活保護費、社会福祉費、老人福祉費ほかで構成される。



